

男女共同参画情報誌「すてっぷ」作成業務委託契約に係る企画提案競技実施要領

1 業務の概要

男女共同参画に関する理解と認識を深めるとともに、男女共同参画センターに関する情報を発信する男女共同参画情報誌「すてっぷ」を作成するもの

2 業務の内容

「男女共同参画情報誌「すてっぷ」作成業務委託仕様書」のとおり

3 予算上限額

本業務の委託見積限度額は、858,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。
なお、この金額は予算の上限であって、契約予定額ではないので留意すること。

4 契約期間

契約締結の日から令和8年2月5日までとする。

5 企画提案競技の参加資格

告示第491号で定められた資格要件のとおり。

6 企画提案競技参加申込書提出期限

令和7年4月11日（金）午後6時

7 提案競技参加申込書提出時の提出書類

(1) 会社概要

(2) 会社定款

(3) 決算書（財務諸表（貸借対照表・損益計算書及び株主資本等変動計算書）直前1期分。
なお、創業1年未満で決算書等がない場合においては、事業計画書及び資金計画等事業状況が分かる書類

(4) 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書

(5) 印鑑登録証明書（原本提示の場合、写しでも可）

(6) 市税納税証明書

(7) PR冊子等の印刷物で自社制作の作品（2点）

(8) PR冊子等の印刷物で令和2年度以降の自社制作作品の実績リスト

(9) 取材・執筆に当たる者（担当記者）の氏名及び経歴（仕事歴）

(10) 第60号「増えています！政治分野で活躍する女性たち」（仮）のテーマに関する記事（A4、1枚）なお、政治分野における女性参画の意義を盛り込むこと。

(11) 第60号「増えています！政治分野で活躍する女性たち」（仮）のテーマに沿った構成、デザイン（テーマに関する文章は不要）の特集記事（A4、2枚）

※ページ構成等については仕様書参照のこと。

(12) 紙面の作成及び情報発信等について、独自の提案がある場合は、独自提案書（様式の定めなし）

(13) 見積書（見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。）

※ 鹿児島市物品購入等入札参加有資格業者名簿及び鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿に登載されている業者については、(2)から(6)までに掲げる書類の提出を免除する。

※ (10)から(13)までについては、5月9日（金）午後6時までに提出すること。

※ (11)については、カラー印刷とすること。

8 提出部数

(1)から(13)までの書類 各1部

なお、(10)から(13)までの電子データ (Adobe PDF 形式) を格納した光学記録媒体を併せて提出すること。

※電子データには、住所、団体名、団体を特定できるマーク (社章) 等は記載しないこと。

9 提出方法

提出場所に持参、郵送又は宅配便の方法により提出すること。なお、郵送又は宅配便の場合も提出期間内に必着とし、天災を除き、輸送途中のトラブル等は考慮しない。

10 提案競技参加申込書提出場所

鹿児島市荒田一丁目4番1号

鹿児島市市民局人権政策部男女共同参画推進課 (サンエールかごしま1階)

電話 099-813-0852 電子メール danjokyodo@city.kagoshima.lg.jp

11 質疑応答

本委託業務に係る条件や応募手続きについて質問がある場合には、以下の要領にて質問を受ける。

(1) 質問方法

質問内容を記載し、電子メールで送信すること。(様式の定めなし)

電話など口頭による質問には回答しない。

(2) 質問受付期限

令和7年4月8日 (火) 午後6時まで

(3) 質問先

10 提案競技申込書提出場所に同じ

(4) 回答方法

回答は、令和7年4月9日 (水) から同月11日 (金) までの間、本市ホームページ上に掲載する。

12 選定方法

業者選定委員会にて、別紙「男女共同参画情報誌作成業務委託に係る企画提案評価基準」で示す評価基準に基づき評価を行う。

13 選定結果等

(1) 選定結果については、令和7年5月下旬までに文書で通知する。

(2) 選定結果について、異議の申立てはできない。

(3) 提出された書類は、返却しない。

(4) 提案競技に要した費用は、参加者の負担とする。

14 スケジュール

内容	日時
質問受付期限	令和7年4月8日 (火) 午後6時まで
質問回答掲載期間	令和7年4月9日 (水) から11日 (金)
企画提案競技申込書提出期限	令和7年4月11日 (金) 午後6時まで
7(10)~(13)の提出期限	令和7年5月9日 (金) 午後6時まで
選定結果通知	令和7年5月下旬

15 業務の委託

選定委員会で選定された企画提案競技参加者に対し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、当該業務を委託する。(随意契約)

なお、書類の提出以降、企画提案競技に至るまでの間に、鹿児島市物品購入等有資格業者の指名停止等に関する要綱及び鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱に基づく指名停止を受けた場合は、企画提案競技に参加できない。

また、選定された者が、契約に至るまでの間に、鹿児島市物品購入等有資格業者の指名停止等に関する要綱及び鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱に基づく指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わない。この場合は、次点の者と契約の交渉を行うものとする。

16 提出書類の取扱い

提出書類の取扱いは、次の各号による。

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 企画提案競技参加者が企画提案競技参加に要した費用については、全て当該企画提案競技参加者が負担するものとする。
- (3) 提出書類は、審査及び説明の目的に、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (4) 提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。
- (5) 前号により公表する場合、提出書類の写しを作成し使用することができるものとする。
- (6) 提出された書類について、鹿児島市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、不開示情報を除いた情報を公開することがある。